

# 飼い主のいない猫を増やさないために

## ●不幸な猫に心を痛めている方へ 地域で話し合い、ルール作りを

飼い主のいない猫にエサを与える優しい気持ちは大切にしたいものですが、その猫たちに不妊去勢手術をしなければ、猫が妊娠・出産し増えていくことになってしまいます。

また、不妊去勢手術やエサの費用を個人で抱えることは大きな負担となります。

地域で話し合い、地域でのルールを作り、皆で協力して猫を管理していきましょう。

- ・猫のトイレを用意します
- ・エサは決めた猫にのみ決めた時間に与え、食べ終わったら片付けます
- ・不妊去勢手術をします

区では、町会・自治会が取り組む飼い主のいない猫対策の活動に対し、助成を行っています。

※環境省策定の『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準』（第5の6）に飼い主のいない猫の管理について基準が定められています。

## 赤ちゃん猫を増やさないために 飼い猫はさいごまで責任をもって飼いましょう



不妊去勢手術を行い室内で飼いましょう  
身元表示（首輪・迷子札・マイクロチップ）を着けましょう  
排せつは室内の決まった場所で トイレのしつけをしましょう

### ！ 飼えなくなった猫を捨てることは犯罪です

ペットの遺棄は 100 万円以下の罰金 動物の殺傷は2年以下の懲役または 200 万円以下の罰金が科せられます  
(2013 年 9 月から罰則が強化されました)



## ～飼い主のいない猫を 増やさない対策とは～

地域住民が主体となり

猫を排除するのではなく「命あるもの」として  
地域にお住まいの皆さんの合意の下に

地域で猫を適正に管理していくものです。

地域の飼い猫が 適正に飼育されていることが前提となります。

(東京都リーフレットより)